令和５年１０月２４日

報道機関各位

一般廃棄物処理広域化協議会について

環境部資源循環課

清掃リサイクルセンター２１の焼却施設は、基幹的設備改良工事を平成２６年度から２８年度で実施し、令和１３年度まで延命化を図っております。これまで、再度の基幹的設備改良工事や国が推奨するごみ処理の広域連携等検討してまいりました。

今後、ごみの減量や将来的な人口減少等社会情勢の変化が予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理することが重要であり、複数の市町村が共同して広域的に廃棄物を処理する施設整備の協議をするため、一般廃棄物処理広域化協議会を次のとおり設立いたします。

１　名　　称　　前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会
２　設　立　日　　令和５年１１月２０日（月）
３　参加自治体　　前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市・玉村町
４　協 議 内 容
（１）　一般廃棄物処理広域化の基本方針
（２）　そ の 他
５　記者会見
（１）　日　　時　令和５年１０月３０日(月)　午後３時３０分から
（２）　場　　所　前橋市役所　４階　庁議室

問い合わせ先 資源循環課　℡0270-27-2732